判例研究

社会保障法判例

福田素生

夫が経営する会社から監査役としての報酬を受けていた妻につき，厚生年金保険法59条1項所定の「(被保険者の死亡の当時その者によって)生計を維持したもの」との要件に該当しないとしてされた遺族厚生年金不支給処分が適法であるとされた事例

東京高等裁判所平成15年10月23日判決(平成14年(行コ)第297号遺族厚生年金不支給処分取消請求控訴事件)判例集未登載

I 事実の概要

1 Xは，厚生年金の被保険者であった夫が平成6年2月24日に死亡したため，平成11年2月19日，Y(社会保険庁長官)に対し，厚生年金保険法(以下「法」という)58条の規定による遺族厚生年金の裁定を請求した。

2 Yは，同年3月9日付けで，Xが「死亡した者(夫)によって生計を維持していたものと認められない」との理由で遺族厚生年金を支給しない旨の本件処分を行った。

3 Xは，本件処分を不服として，同年4月26日，群馬県社会保険審査官に審査請求したが，同年6月11日付けで棄却の裁決を受け，同年7月1日，社会保険審査会に再審査請求したが，翌年4月28日付けで棄却の裁決がなされた。

4 このためXは，本件処分は違法であるとして，Yにその取消を求めて東京地方裁判所に提訴した。同裁判所は，平成14年11月5日Xの訴えを認めて，本件処分を違法として取り消した。(以下「原判決」という(『判例時報』1821号20頁))

5 Yは，原判決を不服として，東京高等裁判所に控訴した。

II 判　　旨

1 「当裁判所も，本件処分が行政手続法8条の要件を満たしていると判断するものであり，その理由は，原判決……に説示するとおりである」

2 (1)「法59条1項が生計維持要件を規定する理由は，上記遺族のうち被保険者等により生計を維持していた者でない者については，被保険者等の死亡によっても遺族厚生年金により生活保障を与える必要性が低いと考えられるところにあると解される。ところで，生計維持要件該当性の

有無の認定は，一般の社会経済状況の変化に応じて不断に変動し得る性質のものであるから，法自体において固定的かつ数量的な基準を定めるのは相当でなく，むしろ，このような変化に即応し得るように法自体では抽象的な要件を定めるのにとどめ，その適用にあたって一般の社会経済状況の変化を踏まえた運用を行うことが必要である。法59条1項が，単に「その者によって生計を維持したもの」との抽象的な定めを置いた上で，同条4項において，生計維持要件の認定に関し必要な事項は政令で定める旨規定しているのは，このような趣旨に基づくものであるから，法59条4項は，同条1項を受けて，生計維持要件の解釈基準に関する事項をも政令に委任する趣旨であると解される。」

（2）「前記のとおり，生計維持要件は，その事柄の性質上，固定的かつ数量的な基準を定めることになじまない要件であること及び収入自体その実態には多様な性格のものが考えられることからすると，多数の裁定請求の当否を一律かつ迅速に判断するためには，一定の基準を定めることが必要とされるものと解される。そうすると，法施行令3条の10が，遺族厚生年金の支給対象者を被保険者等の死亡当時その者によって生計を維持していた配偶者等で被保険者等の死亡当時その者と生計を同じくする者と定めた上で，厚生大臣の定める金額以上の収入を将来にわたって有すると認められる者を除外し，その収入額の定めを厚生大臣に委ね，厚生大臣がその収入額を600万円と定めたことも，上記委任の趣旨に含まれるもので，適法と解される。さらに，法施行令3条の10の具体的な運用に当たって，通達2が発せられ，同通達の別添1（1）ただし書きにおいて，「これにより生計維持関係の認定を行うことが実態と著しく懸け離れたものとなり，かつ，社会通念上妥当性を欠くこととなる場合には，この限りでない。」と定めているのも，上記の形式的基準を機械的に適用した結果生じるおそれのある不都合を回避しようとする趣旨で定められたものと解される。これらの事情を総合すれば，被控訴人による本件裁定請求の当否の判断に当たっては，法施行令3条の10及びこれに基づいて厚生大臣の定めた金額を基準に，通達2の定めに従って，検討するのが相当というべきである。」

（3）「上記認定の事実によれば，被控訴人は，力男死亡の前年である平成5年において，監査役としての役員報酬の名目で，コイズミ社から被控訴人の銀行口座に振り込まれた690万円を取得しているのである。被控訴人の勤務実態からすると，被控訴人は，実質的には，コイズミ社の経理担当従業員として稼働していたものと解されるが，その点はしばらくおくとしても，被控訴人が上記報酬全額を口座振込の方法で支払いを受けていたことに照らせば，その平成5年の収入は，同額であったものといわなければならない。そして，近い将来，被控訴人の収入が同額未満になると予測されるような事情も見受けられないのであるから，被控訴人は，通達2に定められた生計維持要件の認定に照らして，遺族年金保険の受給資格がないものといわなければならない。」

（4）「遺族厚生年金の支給が被保険者等の遺族の生活保障を目的とするものであることを考えれば，生計維持要件としての収入は，遺族が実際に消費することができる金員であれば足り，その実質がどのようなものであるかは無関係であるし，さらには，その者が実際に提供した労務に見合うものである必要はないというべきである。したがって，名目上の収入が600万円以上であっても受給者が実際に受け取る支給額が600万円を下回るなどの事情が認められる場合には，現実の支給額を収入として認定すべきものと解されるが，平成5年に被控訴人に支給された690万円の報酬は，前記認定のとおり，その全額が被控訴人名義の口座に振り込まれたものであった。この点につき，被控訴人は，支給を受けた報酬のうち月額25万円程度を被控訴人と力男との生活費に充て，その余は，接待費や力男の負債の返済等に費消していた旨を供述する（被控訴人本人［原審］）。しかし，前記のとおり，被控訴人に対する報酬は，その全額が被控訴人の管理する口座に振り込まれていたのであるから，被控訴人の上記供述のような事実があったとしても，これは，被控訴人が支給を受

けた報酬の使途の問題というべきであって，このことが，被控訴人の収入額を認定する際に考慮すべき事情に当たるということはできない。」

（5）「取締役や代表取締役を選任する権限が，本来株主総会や取締役会にあること，役員報酬額も，株主総会の決議事項であることを考えれば，力男死亡後のコイズミ社の経営が，力男が考えたとおりになる保証もないというべきであるから，そのことから当然に，被控訴人が600万円以上の収入を将来にわたって有する者ではないということはできない。」

（6）「コイズミ社のような比較的小規模の同族会社の場合，任期が到来しても，取締役は退任することなく，重任されることは珍しいことではないし（コイズミ社においても，株主総会も開かれることなく，力男が取締役の就任を続けていたのであるし（被控訴人本人［原審］），被控訴人自身も，昭和49年から平成6年1月まで，小泉工業所やコイズミ社の監査役であり続けていたことは，前記認定のとおりである。したがって，商法上の取締役の任期を根拠に，被控訴人が，将来にわたって600万円以上の収入を有する者に当たらないということはできない。」

（7）「また，通達2は，前記のとおり，「これにより生計維持関係の認定を行うことが実態と著しく懸け離れたものとなり，かつ，社会通念上妥当性を欠くことになる場合には，この限りでない」（同通達の別添1（1）ただし書き）とし，認定基準を機械的に適用することによって生じる不都合を回避するよう求めているが，本件においては，被控訴人が600万円以上の収入を将来にわたって有するものであるとの認定が，実態と著しく懸け離れたり，社会通念上妥当性を欠くことになるというべき事情をうかがうことはできない。」

III 検　　討

本件は，遺族厚生年金の支給要件である生計維持要件にかかる遺族―特に同族経営の会社の代表取締役であった被保険者が亡くなった場合に役員として収入を得ていた遺族たる妻―の収入基準について判断した先例的事案として位置づけられるものであろう。

1　遺族厚生年金の受給権者に関する法令及び通知の規定

法58条は，一定の保険料納付要件を満たす被保険者が死亡した場合などに，その遺族に支給する遺族厚生年金の支給要件を定め，同法59条1項は，遺族厚生年金の支給を受けられる遺族について，被保険者等の配偶者等であって，被保険者等の死亡の当時その者によって生計を維持したものと規定している。そして同条4項は，1項の規定の適用上，被保険者によって生計を維持していたことの認定に関し必要な事項は，政令で定めると委任する旨を規定し，これを受けて同法施行令3条の10（平成12年政令309号による改正前のもの）は，「法59条1項に規定する被保険者等の死亡の当時その者によって生計を維持していた配偶者等は，当該被保険者等の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者であって厚生大臣の定める金額以上の収入を将来にわたって有すると認められる者以外のものその他これに準ずる者として厚生大臣の定める者とする」と厚生大臣に再委任する旨を定めている。さらに，社会保険庁年金保険部長名の通知（以下「通知1」という）で，法施行令3条の10に規定する「厚生大臣の定める額」は，年額600万円とされていた（現在は，平成6年11月9日庁保発36号により，年額850万円となっている）。また，生計維持関係の認定については，社会保険庁の課長名通知（平成6年11月9日庁文発3235号，以下「通知2」という）で，原則として生計同一及び遺族の前年の収入の二要件により行うこととし，ただし，これにより認定を行うことが実態と著しく懸け離れたものとなり，かつ，社会通念上妥当性を欠くことになる場合には，この限りではないとしている。

2　争点など

（1）　行政手続法8条の理由提示の有無について

申請拒否処分の理由の提示（行政手続法8条）

に関し，処分の理由をどの程度具体的に示さなければならないかについて明文の規定はない。行政手続法制定前の判例は，「申請制度の趣旨によっても異なる」（最判昭和38年5月31日）が，「いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用し…たかを，申請者においてその記載自体から了知しうるものでなければなら」ない（最判昭和60年1月22日）としており，本判決もそれらに沿ったものと考えられる。遺族厚生年金の裁定を求めた申請に対し，法59条1項に定める支給要件たる遺族の生計維持要件を満たさないとYが判断したことが，通知書の記載自体からXは了知可能と思われ，そう解した本判決は妥当である。

（2） 本件処分の適法性について

① 法59条1，4項および法施行令第3条の10の趣旨など

判決は，生計維持要件を定めた法59条1項の趣旨について，生計維持要件を満たさない者については，生活保障の必要性が低いため遺族厚生年金の支給対象から除外したものとした。その上で，生計維持要件該当性の認定は，一般の社会経済状況に応じて不断に変動しうるものであるから固定的かつ数量的な基準を定めるのは相当でなく，むしろ変化に即応し得るよう法自体では抽象的な要件を定め，その適用にあたって一般の社会経済状況の変化を踏まえた運用を行うことが必要とする。そして，同条4項が生計維持要件の認定を政令に委任しているのは，そうした趣旨に基づくものであり，生計維持要件の解釈基準に関する事項を政令に委任したものと解している。原判決は，同条4項について，生計維持の実体的要件を政令に委任したものと解するには疑問があるとしているが，規定ぶり，共済年金の「遺族」の要件との共通化という制定の経緯[1]，執行命令の委任を定めた法101条の存在からみても，法59条4項は，生計維持の実体的要件の解釈基準を政令に委任したものであろう。

「一律かつ迅速に判断する」ためには，数量的な基準も十分考えられることから固定的な基準のみ排除すれば十分だったように思われるし，また，法59条1項の法文上は，「被保険者の死亡の当時その者によって生計を維持したもの」となっており，法施行令3条の10は「者であって厚生大臣の定める金額以上の収入を将来にわたって有すると認められる者以外のもの」（下線は筆者）として（時間の面で）対象が広がっているようにも読めるが，遺族の（実質的な）生活保障の必要性という法の趣旨を考えると委任の範囲を逸脱したものではなく，全体としてほぼ妥当な判断と言えよう。なお，直接の争点にはなっていないが，法施行令3条の10により，厚生大臣に再委任されていることについて，一般に委任立法の再委任は許されないと考える立場もあるが，弾力的な対応を求める法の趣旨から考えても再委任は許されないと解する理由はあるまい。

② 通知1，2の適法性など

判決は，多数の裁定請求の当否を一律かつ迅速に判断するためには，一定の基準を定めることが必要とした上で，法施行令3条の10に基づき，遺族の収入額の定めを厚生大臣に委任し，厚生大臣が（通知1により）その収入額を600万円と定めたことも法59条4項の委任の趣旨に含まれ，適法と解している。そして通知2のただし書きの定めを，形式的基準の機械的適用の不都合を回避する趣旨と解している。

委任の範囲で，合理的な基準を設けることは必要であり，600万円という水準[2]を判決も触れている通知2のただし書きを含めて判断すれば，法の趣旨を逸脱した不合理なものとは考えられず，行政機関の行動基準としては適法なものと言えよう。また，施行令3条の10及び通知1,2の適用の当否により本件処分の適法性を判断しようという判決の判断枠組み自体も妥当なものと考えられる。

なお，争点にはなっていないが，法施行令3条の10による委任を受け，支給要件の認定基準という申請者にとって明確でなければならない重要な事項を本来的には行政組織の内部規範にすぎないとされる行政規則たる通知で定めているという問題がある。外部効果のある法規命令たる厚生大臣告示などとして定める方が望ましかったのではないか。

③　本件処分の適法性

判決では，前述のような判断枠組みを前提に，具体的な事実関係を詳細に検討，認定し，上記基準の適用の当否により本件処分の適法性を判断している。

判決は，平成5年の監査役としての収入全額がX名義の銀行口座に振り込まれていたことを重視し，それがそのままXの収入になるとしている。これに対し，原判決は，Xの労務の提供の対価としての収入額は，XがXと夫の日常生活費として支出していた年間300万円程度を上回るものではなく，平成5年度におけるXの690万円という収入のうち，それを超える部分（その部分は夫の交際費等として使われていた）は，ワンマン経営者であった夫がその収入の一部を形式上Xの収入としていたものにすぎないとする。しかし，生計維持要件としての収入は，判決も言う通り，労務の提供に見合うものである必要はないし，夫婦の日常生活費として支出されていた部分に限られるわけではない。そうなれば，例えば夫が妻の収入をギャンブルに費消した場合，妻には収入がないことになる可能性があるが，そうした取扱を法が是認するとは考えられない。ここでいう収入は，妻が実際に受け取っていた金員として捉えざるをえないのではないか。690万円は，ここでいう収入に当たるものと言えるように思われる。

また，Xは，商法上取締役の任期が2年を超えることができないことなどをあげて，通知2の「近い将来収入が年額600万円未満になる」と認められる者に該当する旨主張するが，Xが昭和49年から平成6年まで20年以上にわたって継続して監査役を務め，平成5年には，690万円の年収を得ていたことなどを踏まえると本件事実認定のもとでその主張を認めるのは困難ではないか。

本件は，被用者が亡くなった場合の遺族厚生年金という通常のケースではなく，同族経営の会社の代表取締役であった被保険者が亡くなった場合に，報酬を得ていた妻の遺族厚生年金にかかるものであり，原判決はその実態を重視しているようであるが，判決も言うとおり，本件事実関係から本件処分が「実態と著しく懸け離れたものとなり，かつ社会通念上妥当性を欠くことになる」とは思われず，通知2のただし書きが適用になるようなケースではないように思われる。節税等の目的で名目上の収入を調整する者に対し，社会保障給付の決定に際しては，実態を重視して給付を行うとすれば，公平な負担と給付という考え方に反する場合も多くなるようにも思われるが，本判決は結果的にそういったことが生じる可能性を原判決よりも限定したものであろう。

④　結　　論

以上の検討から本件処分は，法律による委任の範囲で定められた適法な基準を適切に適用しており，本判決は妥当なものであると考えられる。

3　本判決の射程など

通知1，2は，「生計維持」認定要件について，遺族厚生年金の遺族にかかるものだけでなく，①障害基礎年金の受給権者に生計を維持していた子がある場合の加算（国民年金法33条の2，同法施行令4条の8），②遺族基礎年金の生計を維持していた遺族（国民年金法37条の2，同法施行令6条の4），③老齢厚生年金の生計を維持していた配偶者または子にかかる加給年金（法44条，法施行令3条の5），障害厚生年金の生計を維持していた配偶者にかかる加給年金（法50条の2，法施行令3条の5），④夫の老齢厚生年金の加給年金の対象だった生計を維持していた妻にかかる老齢基礎年金のいわゆる振替加算（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則14条，国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号）27条）についても共通するものとして定めており，その射程は広い。

しかし，公的年金による生活保障の必要性は，遺族，障害，老齢という支給事由などによっても，また共通で定額の基礎年金か2階部分で報酬比例の厚生年金かによっても異なるようにも思われ，場合を分けてきめ細かく考える必要があるのではないか。さらに，遺族を支給事由とする場合でも，本件のように妻のみが遺族になるケースと妻子が

遺族になるケースでは，生活保障の必要性が異なるように思われる。そういった場合，例えば，国民年金の第3号被保険者や健康保険の被扶養者の認定基準のように（第2号）被保険者の収入との相対的な比較というような要素[3]なども基準として加味した方が，生計費の過半を負担するという生計維持要件に関する常識的な理解にも合致する合理的な基準になるのではないかとも思われる。検討課題であろう。

なお，制度，政策論として遺族年金の必要性やその在り方について多くの議論があることは周知のとおりであるが，そもそも社会保険方式をとる年金制度において支給要件としての生計維持要件を設定すること自体の当否を含め，ここではこれ以上立ち入らない。

注

1) 昭和60年改正前は，国民年金，厚生年金の遺族年金には，具体的な生計維持認定要件がなかった。60年改正で以前から生計維持認定要件のあった共済の遺族年金と共通の要件を設定する形で生計維持認定要件が設けられた。

2) 若干高すぎるような印象も受けるが，平成6年の改訂後の850万円の根拠について，「女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会」に提出された資料によれば，「遺族年金の生計維持認定要件は，法律上権利発生要件とされていることから，社会通念上著しく高額の収入を有しているもの以外は生計が維持されていたものと考えて遺族年金の支給対象とする考え方がとられてきたもの」で「所得分位の上位10%に当たる者の推計年収をもって基準を設定」したと説明されている。

3) 例えば，国民年金の第3号被保険者の場合，原則として年間収入が130万円未満であることに加えて，第2号被保険者の年間収入の2分の1未満であることが認定の要件とされている（「国民年金法における被扶養配偶者の認定基準について」（昭和61年3月31日庁保発第13号，最終改正平成5年3月15日庁保発第5号）参照）。

参考文献

塩野　宏（1994）『行政法Ⅰ　第二版』，有斐閣。
田中二郎（1954）『新版行政法　上巻　全訂第二版』，弘文堂。
原田尚彦（2000）『行政法要論（全訂第四版増補版）』，学陽書房。
水島郁子（2003）「遺族厚生年金における生計維持要件―夫が経営する会社の監査役であった妻の収入要件該当性」『判例時報』1840号。
ジュリスト『行政法判例百選Ⅰ第四版』（1999），有斐閣。
『国民年金法総覧　平成14年3月版』（2003），社会保険研究所。
『厚生年金保険法総覧　平成14年3月版』（2003），社会保険研究所。
『厚生年金保険法解説』（2002），法研。
『五訂　国民年金厚生年金保険改正法の逐条解説』（2000），中央法規。

（ふくだ・もとお　岩手県立大学教授）